|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| （書類の経由）   1. 略   （歯科技工所の開設の届出等）  第２条　法第21条第１項前段の規定により歯科技工所の開設を届け出ようとするときは、別記第１号様式の届出書によらなければならない。  ２　前項の届出書（添付書類を含む。）は、当該届出書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。  ３　知事は、法第21条第１項前段の規定による歯科技工所開設の届出を受理したときは、別記第２号様式の届出済証を交付する。  ４　法第21条第１項後段の規定により歯科技工所の開設届出事項の変更を届け出ようとするときは、別記第３号様式の届出書によらなければならない。  ５　前項の届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。  一部改正〔昭和57年規則40号・平成21年73号・28年4号・令和3年34号〕  （歯科技工所の休止、廃止及び再開の届出）  第３条　法第21条第２項の規定により歯科技工所の休止、廃止又は再開を届け出ようとするときは、別記第４号様式の届出書によらなければならない。  ２　前項の届出書（届出済みの証を除く。）は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。  一部改正〔昭和57年規則40号・平成21年73号・28年4号・令和3年34号〕  （法定外広告事項許可の申請）  第４条　法第26条第１項第4号の規定による広告事項の許可を受けようとする者は、別記第５号様式の申請書を知事に提出しなければならない。  ２　前項の届出書（届出済みの証を除く。）は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。  一部改正〔昭和57年規則40号・平成21年73号・28年4号・令和3年34号〕  （権限の委任）略  附則（令和3年3月31日規則第34号抄）  （施行期日）  １　この規則は、令和3年4月1日から施行する。  ２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。  別記第１号様式  （第２条関係）略  別記第２号様式  （第２条関係）略  別記第３号様式  （第２条関係）  全部改正〔昭和36年規則61号〕、一部改正〔昭和57年規則40号・63年107号・平成9年22号・21年73号・28年4号・令和3年34号〕  別記第４号様式  （第３条関係）  全部改正〔昭和36年規則61号〕、一部改正〔昭和57年規則40号・63年107号・平成9年22号・21年73号・22年17号・28年4号・令和3年34号〕  別記第５号様式  全部改正〔昭和36年規則61号〕、一部改正〔昭和57年規則40号・63年107号・平成21年73号・22年17号・28年4号・令和3年34号〕 | （書類の経由）   1. 略   （歯科技工所の開設の届出等）  第２条　法第21条第１項前段の規定により歯科技工所の開設を届け出ようとするときは、別記第１号様式の届出書によらなければならない。  ２　知事は、法第21条第１項前段の規定による歯科技工所開設の届出を受理したときは、別記第２号様式の届出済証を交付する。  ３　法第21条第１項後段の規定により歯科技工所の開設届出事項の変更を届け出ようとするときは、別記第３号様式の届出書によらなければならない。  一部改正〔昭和57年規則40号・平成21年73号・28年4号〕  （歯科技工所の休止、廃止及び再開の届出）  第３条　法第21条第２項の規定により歯科技工所の休止、廃止又は再開を届け出ようとするときは、別記第４号様式の届出書によらなければならない。  一部改正〔昭和57年規則40号・平成21年73号・28年4号〕  （法定外広告事項許可の申請）  第４条　法第26条第１項第4号の規定による広告事項の許可を受けようとする者は、別記第５号様式の申請書を知事に提出しなければならない。  一部改正〔昭和57年規則40号・平成21年73号・28年4号〕  （権限の委任）略  別記第１号様式  （第２条関係）略  別記第２号様式  （第２条関係）略  別記第３号様式  （第２条関係）  全部改正〔昭和36年規則61号〕、一部改正〔昭和57年規則40号・63年107号・平成9年22号・21年73号・28年4号〕  別記第４号様式  （第３条関係）  全部改正〔昭和36年規則61号〕、一部改正〔昭和57年規則40号・63年107号・平成9年22号・21年73号・22年17号・28年4号〕  別記第５号様式  全部改正〔昭和36年規則61号〕、一部改正〔昭和57年規則40号・63年107号・平成21年73号・22年17号・28年4号〕 |